

開催日時	平成 29 年 8 月 18 日（金） 10:00 ～ 12:30
科目名	不当な知的財産権の権利行使に対する救済手段の諸相
講師	田村 善之（北海道大学大学院法学研究科教授）
内 容	知的財産権侵害を理由とする警告をなしたにも関わらず、権利侵害が否定された場合に負担することになる不正競争防止法 2 条 1 項 15 号（信用毀損行為）の責任について、仮処分や訴訟提起をなした場合に負担する責任と対比しながら、検討する。